

四日市市告示第 398 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和4年 5月25日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	区域変更前起終点	削除区間幅員 変更区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	削除区間延長 変更区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考
		区域変更後起終点			
1	日永西49号線	日永西三丁目252 日永西五丁目860-1	- 13.8~28.2 4.8~26.0 4.8~28.2	- 410.9 1,096.1 1,096.1	区域を変更する 幅員を変更する
		日永西三丁目252 日永西五丁目860-1			
2	日永西50号線	日永西五丁目747-1 日永西五丁目617	16.0 9.8~24.8 9.0~28.0 9.8~24.8	58.1 15.6 118.9 60.8	区域を変更する 幅員を変更する 延長を変更する
		日永西五丁目747-1 日永西五丁目625-10			
3	日永八郷線	日永西五丁目840-2 伊坂町字池田275-1	- 10.3~11.8 7.0~60.1 7.0~60.1	- 63.0 13,196.7 13,196.7	区域を変更する 幅員を変更する
		日永西五丁目840-2 伊坂町字池田275-1			